

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	ハーバーマスの討議における同意の解明
Author(s)	高橋, 真琴
Citation	HABITUS , 21 : 105 - 117
Issue Date	2017-03-23
DOI	
Self DOI	10.15027/42920
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00042920
Right	
Relation	



ハーバーマスの討議における同意の解明

高橋真琴

(広島大学大学院博士課程前期)

1. はじめに

現代社会におけるIT技術の進歩、それに伴う産業や政治のグローバル化、さらに既存の人間のあり方をも変えるような医療技術の開発といった発展は、私たちの生活に恩恵や希望をもたらす。反面、こうした技術を扱う側である私たち一人一人の自己意識の変革もまた常に求められるだろう。例えば、私たちはパソコンやスマートフォンによって多くの情報にアクセスできることで、世界にはさまざまな文化的背景をもった価値観が存在することを知っている。多様な価値観や利害の衝突による問題を收拾するためには、法のように外的に人を拘束するものを新たに設置することが有効とされる。その際に不可欠なのは、文化や権力の差によって誰も排除しないような、すべての人が納得できる公正な話し合いの場である。

ハーバーマスは人と人が日常的に行うコミュニケーションに注目し、十八世紀以降登場した目的合理性としての理性とは異なる、伝統的な理性の復興を図る。すなわち、言語能力と行為能力をあわせもつ主体に備わるコミュニケーション的理性(kommunikative Vernunft)の構築を試みる。これは、個人や多様な文化に生きる共同体の価値観や利害の違いを汲み上げ、近代以降の社会の発展をうながしてきた目的合理性と調和する理性の構築を目指す試みでもある。

本論では、こうしたハーバーマスの構想のもととなるコミュニケーション的行為、討議倫理の内容を明らかにするとともに、コミュニケーション的理性に

もとづいた意見の一致がどのような意味を持つのかを考察する。

2. コミュニケーション的行為と討議に現れる合理性

ハーバーマスの述べる合理性(Rationalität)の概念は言語能力と行為能力のある主体がいかにして知識を用いるかということに関係する。知識にもとづく主張は後に反証される可能性があるし、知識をもとにした行為もまた失敗する可能性がある。ハーバーマスの述べる合理性は、こうした結果を基準としたものではない。その代わりにハーバーマスは、知識にもとづく主張を述べる場合でも目的を追求する場合でも、合理的(rational)な行為には反論や批判を受けた際に当人が根拠を提示できる確信があるということを想定する¹⁾。これを言いかえれば、ある人の発言や行為を誰も批判できない、批判しようとしないうちで決定されたことは、合理的であると決していえないということになる。

私たちは日常的に他者と言葉を交わし、時として約束、指令、告白等々に従い、自分や他者の行動を言葉にもとづいて変化させることがある。「コミュニケーション的合理性」は、話し手と聞き手が発言の根拠を了解(Verständigung)した上での同意(Einverständnis)を目指すなかで生じる。話し手は自身の発言内容を聞き手に了解してもらい、発言通りの行為を聞き手と遂行することのみを目的とする。聞き手は話し手の根拠を了解し、いかなる強制もない状況において発言内容に賛成あるいは反対する態度を決める。こうした相互行為を、ハーバーマスはコミュニケーション的行為(kommunikatives Handeln)と呼ぶ²⁾。話し手の発言の妥当要求(Geltungsanspruch)は真理性(Wahrheit)、正当性(Richtigkeit)、誠実性(Angemessenheit)の三つの観点から判断される。また、目的を志向する相互行為がコミュニケーションにもとづいておこなわれる場合、話し手はある状況の中で決められた目的を達成するために適した手段を選択しているという「有効性」の妥当要求をなす。

了解志向的な発言において、話し手は常に聞き手を納得させるような根拠を示すという保証を引き受けながら相互行為をおこなうこととなる(TkH,Bd.1, S.406;中.42頁)。さらに、聞き手には批判をおこなうチャンスが与えられた上で「YES/NO」の態度決定することが求められているため、もしも話し手の主張に賛同する場合には、聞き手にも賛同した根拠に矛盾しないような行為をなすという義務が生じる。コミュニケーションの行為は客観的世界における事実や社会のルールやお互いの人格について間主観的な同意を生む。

話し手の提出する根拠が聞き手にとって不十分であると感じられて同意がなされない、あるいは話し手と聞き手の間で意見の不一致が生じた場合、話し手と聞き手は日常的なコミュニケーションの反省的な形態である討議(Diskur)をおこなう。討議で目指されるのは、妥当要求に関する批判とより説得力のある根拠の論究と普遍的な妥当要求の承認である(TkH,Bd.1, S.38; 上.42頁)。

ハーバーマスはこうした「コミュニケーション的合理性」と「認知的・道具的合理性(kognitiv-instrumentale Rationalität)」とを区別している。後者は定められた目的を達成することに重きを置き、そのために記述的知識を自分の都合のいいように、一方的に使用することもまたありうる合理性である。ここでは、話し手は相手の同意を得るために威嚇や権力的主張といった強制を用いることもありえる。その場合、聞き手もまた制裁や罰といったサンクションを避け、報酬を得るために欺瞞的な同意をなす。話し手と聞き手が自分の利益のために言外のサンクションを用いる、あるいは発言通りの行為遂行をしない相互行為を、ハーバーマスは戦略的行為(strategisches Handeln)と呼ぶ。この例としては、根拠のないことを言って他者を騙したり、厭味やほめかしのように本来の自分の意図を隠した発言をしたりすることが挙げられる。両者とも自分の利益を目的として行為するので、両者の行為の一貫性は言葉の中に現われない。また、もし自分の目的にそぐわない状況になれば相互行為は途中で放棄されてしまう

だろう。ハーバーマスは次のように述べる。「従来の経験主義的研究にみられるように、記述的知識の一方的な仕様にみられる認知的・道具的合理性を、コミュニケーション的合理性から切り離そうとするときにはじめて、たとえば自律性(Autonomie)と責任能力(Zurechnungsfähigkeit)といった概念の対立が生ずる」(TkH,Bd.1, S.33; 上. 38頁)。

一方、「コミュニケーション的合理性」は「自律性」や「責任能力」と切り離しがたいものである。カントにおいて、道徳的な自律は「責任」と「自由」とつながりがあった。ここでいう「自由」とは感性的衝動とは無関係に自分自身を規定する「自由意志」である。カントは意志の自由を説明するために「叡智界」「物自体」といった概念を用いたが、N.ハルトマンはこうした説明を行為とその目的の関係をもとにして一元論的に解釈することを可能にした³⁾。すなわち、行為の「予見可能性」にもとづいて目的に応じた手段を選ぶ人は責任能力があり、「自由」であるとする。ハーバーマスの理論に従えば、このような行為が妥当要求の吟味にもとづく相互行為ならば「コミュニケーション的合理性」に、非コミュニケーション的であるならば「認知的・道具的合理性」にもとづくこととなる。ハーバーマスが「自律性」と「責任能力」の対立として特に問題にしているのは後者の非コミュニケーション的な場合である。

「認知的・道具的合理性」に関して、ある目的を効率的に果たすという点では、刺激に受動的な有機体や自己制御するシステムもまた合理的であると表現しうる。しかし、ハーバーマスはこうした有機体やシステムに対する合理性は単なる比喩にすぎないという(TkH,Bd.1, S.31; 上. 36頁)。確かにシステムはある目的を達成するために自らをよりよく変化させるという意味では自由であるが、システム自体は自らの根拠に即した責任能力をもたず、人が手を加えることでいかようにも変化する。

真にコミュニケーションが成り立つのは、他者との信頼関係においてである。

そして、この信頼は行為者の「自律性」や「責任能力」の証明にもとづく⁴⁾。「コミュニケーション的合理性」において、コミュニケーション参加者は相互交換的な社会的役割を負わされる。ハーバーマスは社会における役割モデルとしての自律概念をパーソンズの行為論から学び、ミードの理論を分析することで深化させている。つまり、ハーバーマスは自律概念をアプリアリな特性として説明するのではなく、経験的に獲得するものとみる。

ミードは、人が他者とのコミュニケーションによって、自分が他者の視点からどう見られているかを学習し道徳意識を習得するとみる「内面化」の理論を説いた(TKH,Bd.2, S.21; 中.193頁)。ここには他者を介して自身を制御する自律の原型が見出される。人は他者と意志疎通し、相互行為をなすという経験を通して自分の社会的役割を自覚するようになる。ハーバーマスはこのように自律もまた社会関係の中で形成されるとみる。その際に重要なことは、他者を介して自覚される社会的役割をけっして外的に強制されるわけではないということである。ハーバーマスは、このように自律を形成する「内面化」に触れて次のように述べる。「たしかに、行為者の価値志向に動機的基礎を創出する内面化というものは、通常はけっして抑圧から解放された過程ではない。むしろそうした過程は、個々人に自律の意識をもたらす良心的権威として結果的に生じるのである。このような自律の意識においてのみ、「妥当な」社会的秩序に独特の義務づけの性格が、自発的に「拘束」される名宛人を得ることになる⁵⁾。

このことから、自律のもとになる「内面化」が無拘束でないことが分かる。確かにそれは外的な圧力に屈するものではないにしても、なんらかの「抑圧」を伴う。この「抑圧」は、カントが道徳法則に対する尊敬から生じる感情として述べた「謙抑」と似ている。道徳法則は感情に影響を及ぼし、自分勝手な根拠に従う人や行為に軽蔑をもたらす⁶⁾。カントは自律の裏に潜む独特の感情を読み取ったわけであるが、その点はハーバーマスも同様である。さらに、ここ

で彼は「内面化」を「行為者の価値志向に動機的基礎を創出する」ものとみているが、これはあくまで主体的なものである。

以上のように、コミュニケーションにもとづいて人々が自らの行為の動機づけをおこないつつ自己を制御する「良心的権威」に従い、「コミュニケーション的合理性」は発揮される。ハーバーマスは戦略的行為とコミュニケーション的行為の違いを説明するなかで次のように述べる。「命令的な権力的要求に付け加えるべきサンクション条件は、批判可能な妥当要求を受け容れるよう合理的に動機づける条件にとって代わられるわけである。後者の条件は発語内的役割そのものから導出できるので、規範化された要請は、単なる命令には欠けていた自律性を獲得することになるのである」(TkH,Bd.1, S.409;中.45頁)。このように自律は、戦略的な相互行為において人々が同意をなすために重要とされる「サンクション」の裏返しとして機能する。要請が「規範化」されるということは、話し手が合理的なコミュニケーションをおこなう上で一定の規範に従っていることを示している。それが「批判可能な妥当要求を受け容れるよう合理的に動機づける条件」であり、すなわち、批判があれば根拠を示すこと、話し手が聞き手に根拠を示すことができるという保証を意味する。

3. 討議倫理の変遷

コミュニケーション的理性は基本的に私たちが「何をなすべきか」という問題に具体的な答えを示すものではない。「コミュニケーション的理性は妥当要求の方向づけを可能にする」(FuG, S.19; 上. 20頁)のものである。「妥当要求の方向づけ」とは命題的真理、規範的正当性、主観的誠実さといった妥当要求の領域で根拠づけが可能であることを指す。その上で「何をなすべきか」という問題は、コミュニケーション的行為における行為者や討議の参加者が決めることである。また、ハーバーマスの理論からは、異なる生活背景や立場にある人々

が同じテーブルにつき公正なコミュニケーションにもとづいて合意を目指す場を作るという狙いもまたうかがえる。このような構想を支える上で特に重要なのが、妥当要求の正当性に関わる実践的討議である。このような領域では、例えば「誰も殺してはならない」といった行為規範の妥当性が主題とされる。

ハーバーマスは道德内容について何が正当であるかということに詳しい言及しない。討議倫理において提示されるのは、私たちが従うべき行為規範を根拠づけるための正当な手続きの条件である。まず、すべての妥当な規範は、次のような普遍化原則(U)を満たさなければならないという。「それ〔妥当とされる規範〕にすべての人が従った場合に、すべての個人ひとりひとりの利害関心の充足にとって生ずる(と予期する)結果や随伴結果を、すべての関与者が受け入れること(それを、他の可能な規則の仕方から生ずる効果よりも望ましいものとする)」⁷⁾。もちろんハーバーマスはUを、カントの定言命法のようにモノログ的に扱うことは許さない。Uは討議における規範の根拠の判断基準であり、この判断に従って決定を下すのは討議を実践しながら合意(Konsens)を目指すすべての人々である。そして道德規範の根拠づけの手続きを示す討議倫理の原則(D)は、「規範は、すべての可能な関与者が、実践的討議への参加者として、その妥当についての了解を求める(ないしは、求めるであろう)場合にのみ、妥当要求できる」⁸⁾とされる。UはK.O.アーベルの「遂行的矛盾」をもとにして立証される。何故なら、私たちはあるものを否定するにも言語に依拠しなければならないのであって、Uに反対する者もまた根拠を挙げて自分の主張をおこなうという議論の規則に従わなければならないからである。もっとも、ハーバーマスは規範の根拠づけが実践的討議による妥当要求の普遍的承認にもとづくという構想を貫くために、Uは議論を實踐する上で「代替不可能性」をもつ規則として証明されるということを強調している⁹⁾。

以上のように、道德規範の「普遍化可能性」は実践的討議において言語化さ

れた根拠とその批判の手続きを経た合意の結果として考えられる。ハーバーマスは『討議倫理』においてUとDを「合理的に動機づけられた合意(rational motiviertes Einverständnis)」¹⁰⁾に至るものとして定式化している¹¹⁾。一方で、この定式化によせられた批判にこたえる形で実践的討議の構想に修正をほどこしている。代表的な批判の一つはアルブレヒト・ヴェルマーによるものであり、その内容とは討議倫理において法規範と自己の内的権威にもとづく道徳との区別が曖昧ということである¹²⁾。そこでハーバーマスは討議において規範の根拠づけと適用という二つの場合を考慮し、実践的討議をプラグマティックな討議、倫理的討議、道徳的討議の三つに分ける。カントもまた、『人倫の形而上学の基礎づけ』において実践理性を技術的命法、実用的命法、道徳的命法に分けていた。ただ、人の自律とかかわる道徳規範については、個人や共同体の選好や幸福追求を排除して定言命法に合致することのみを強調し、合目的性や人が生きる上での善の問題を閉め出してしまった。ハーバーマスの実践的討議の緻密化は、こうしたカントの問題点を超越するものである。

ハーバーマスの実践的討議について、まず、プラグマティックな討議をみてみよう。ここで問われるのは「与えられた目的実現のための手段の合理的な選択、あるいは既存の好みを実現するための手段の合理的選択」(EzD, S.102; 118頁)である。討議の参加者は目的合理性に従って根拠を吟味し、より効果的で適切な手段の選択をおこなう。ここで問われる規範は、ある目的や価値に即したルールということになる。

次に、倫理的討議で問われるのは、プラグマティックな討議の主題となる目的や価値、つまり個人のアイデンティティである(EzD, S.104; 120頁)。ここで問われる規範とは個人における人生の幸福や集団にとっての長期的な「善」を示すものである。

最後の道徳的討議において、討議の参加者は何らかの目的を追求することも、

自己了解にもとづいた幸福を追求することも、時として放棄する必要がある。すなわち、ここでは規範を根拠づける上でUのみを判断基準として合意形成をおこなう。一方、規範の適用問題に関しては、Uをそのまま当てはめるわけにはいかない。何故なら、規範によって現実に社会に生きる人々を拘束する場合、適用範囲やそれに応じた当事者の利害関係、生活形式、選好、価値志向、等々の考慮が不可欠だからである。ただ、Uは規範の適用の適切性を見極める視点として導入されることで、次のようにそれぞれの討議の主題と結びつく。「自分の利害関心を他者のそれと一致させなければならなくなるや否や、プラグマティックな討議は妥協の必要に迫られる。倫理的・政治的討議では、個人の生活設計が多様であるため、そのための余地を残しておくような集団的アイデンティティのあり方の解明が必要になってくる。道徳的命令がどこまで期待できるのかという問題は、道徳から法権利へと問題を移行させるべきだということの動機となる」(EzD, S.117; 136頁)。社会における法規範の根拠づけと適用という段階で、実践的討議の構想がどう応用されるかについては『事実性と妥当性』で詳しく見ることができる。

ハーバーマスは近代ヨーロッパの法体系について「法の実定化」、「法の至上主義化」、「法の形式化」という三つの構造的特徴をまとめ、近代法は人々の戦略的行為にもとづいた私的自律を前提にしていると述べる(TkH, Bd.1, S.352; 上.355頁)。法の事実性(Faktizität)は法の「実定性」と人々の持つ権利としての私的自律と関連する。法の「実定性」とは、法は普遍的なものではなく、主権を持つ者の意思を反映して所定的手段によって変わりうるということの意味する。法は資本主義社会において個々人の利益や幸福を追求する自由を守るための仕組みである。一方で、法システムは人々の戦略的行為を制度化することによって、目的合理性にもとづいたシステムとして支配力を強めていく。

ハーバーマスは規範が社会に「存立していること」とその規範が正当である

ことを区別しなければならないと述べている¹³⁾。というのも、現実の社会における法や規則が必ずしも常に正当かつ適切とはいえないからである。ある時代には正当な確信にもとづいていたが時代の変化によって通用しなくなった規範、単に政治権力を行使するための規範、あるいは、政治権力が失われた場合のサンクションへの顧慮から容認せざるをえない規範、等々、さまざまな規範があるだろう。「規範が間主観的に承認されているという社会的事実」としての法規範の妥当性は、道徳規範の正当性とは区別され、「正統性(Legitimität)」「正統的(legitim)」という言葉で表わされる(FuG, S.193; 上. 189頁)。実践的討議はこうした意味での規範もまた批判し、討議の参加者自ら吟味した上での合意によって根拠づけることを目指す。そうして現存する法に人々が納得して従う状態を再生産することで正統性を妥当に導き、社会を秩序づけるのである。

ハーバーマスは法の事実性としての政治権力について、ハンナ・アーレントの「暴力(Gewalt)」と「権力(Macht)」を対立させる考えを参考にしている(FuG, S.184; 上. 180頁)。ここで述べられる「権力」は他者と結びつき、協調しながら行為することから生ずるものとされる。ハーバーマスはこの概念をコミュニケーション的行為と結びつけ「コミュニケーション的権力(Kommunikative Macht)」として政治権力に対抗しうるものとして提示する。市民のコミュニケーション的自由にもとづき、規範の根拠の了解を志向した発言に対する同意は、行為における義務の承認を意味する。法の妥当性は、討議にもとづく正統性と強制なき同意によって人が行為義務を負うという公的自律に関連する。

以上のように、ハーバーマスは「事実性と妥当性」の緊張関係を分析する中で、戦略的に行為する人々の私的自律を含んだ「正統性を生み出す法的手続き」として実践的討議を再構成する。『討議倫理』におけるプラグマティックな討議、倫理的討議、道徳的討議に対応する形で、法規範に関する三つの討議である語用論的討議、倫理的政治的討議、道徳的討議が提示される。『事実性と妥当性』

ではそれぞれの討議で達成されうる意見の一致について、その内容に応じた区別がなされている。まず、道徳規範の根拠づけの討議における、Uを満たす根拠にもとづく意見の一致は「合理的に動機づけられた合意」とされる。次に、Uを満たすものではないが、社会のコンテキストや合目的性を考慮した意見の一致は「合理的に動機づけられた同意(rational motivierte Vereinbarung)」とされる。三つ目は倫理的・政治的討議における、個人や共同体の価値志向を考慮した合意¹⁴⁾である。このように、コンテキストを考慮した意見の一致とUにもとづく「合理的に動機づけられた合意」とを注意深く使い分けている点からは、依然として普遍的な承認に値する規範の根拠の創出を重要視するハーバーマスの意図がみられる。

さらに、『事実性と妥当性』では妥協について詳しく言及がなされている。公正な妥協とは、(a)全員にとってないよりあるほうが有利であり、(b)妥協における協同関係とは無関係な便乗者を得るためでなく、(c)協同関係から利益を得るためでもなく、むしろ損害を被る被搾取者を除外するための取り決めである(FuG, S.204; 上, 199頁)。ハーバーマスは語用論的討議にのみ妥協形成の必要性を認め、自らの成果を志向して行為する当事者が協同して同意(Vereinbarung)をとりつける交渉の段階を設定する。しかし、その際に人々がよりよい根拠の追求の他にも権力を用いて威嚇や報酬の約束をおこない、自分の利益を戦略的に追求することもまた想定される。このことについて、ハーバーマスは交渉の場でもUに通ずる法的手続きが必要であると述べ、交渉によって得られた妥協が一般化可能な利害よりも個別の利害が重要な状況においてなされたものか、道徳的討議における適切性の根拠づけによって吟味されなければならないとしている。このようにハーバーマスはコミュニケーション的権力と結びついた法規範の実践的討議の構想を示し、討議倫理を人々の戦略的行為にもとづく利益追求もまた包括するものとして位置づけた。

4. まとめ

コミュニケーション的行為や討議に際して、私たちが自律や合理性の基準として評価・批判の対象とする根拠は真理性、正当性、誠実性、合目的性、個人や共同体の自己理解、等々、実に多様である。これはハーバーマスが「コミュニケーション的合理性」にもとづいて「認知的・道具的合理性」をも包括する法規範の討議の構想を提示したことから明らかである。「認知的・道具的合理性」においては、決められた目標を効率的に達成し、より多くの利益を得られる選択をする者が評価される。しかし、私たちは目的のために嘘をついたり、成果のために誰かを排除したりするような行為を受け入れるわけにはいかない。目先の成果を追求することにこだわるあまり、批判に有効な根拠の幅が狭まることは本末転倒である。この点で、ハーバーマスが普遍化原則を重視しながら、私たちが「何をなすべきか」を問う討議の範囲を拡大してきたことは現代において大きな意義を持つといえよう。

註

- 1) Juergen Habermas, *Theorie des kommunikativen Handelns. Band.1 Handlungsrationalität und gesellschaftliche Rationalisierung*, Suhrkamp, 1995, S.26. (ハーバーマス 著、河上倫逸 M.フーブリヒト 平井俊彦 訳『コミュニケーション的行為の理論(上)』未来社、1986年、31頁)以後、本書からの引用は(TkH,Bd.1)と略記し、本文中に邦訳の頁数とともに次のように記す。(TkH,Bd.1, S.26; 上.31頁)
- 2) a.a.O, S.396.(ハーバーマス 著、藤沢賢一郎、岩倉正博、徳永恂、平野嘉彦、山口節郎訳『コミュニケーション的行為の理論(中)』未来社、1986年、33頁)以後、本書からの引用は次のように記す。(TkH,Bd.1, S.396; 中.33頁)
- 3) 松井富美男 著『カント倫理学の研究 義務論体系としての『道徳形而上学』の再解釈』溪水社、2005年、150頁。
- 4) Juergen Habermas, *Theorie des kommunikativen Handelns. Band.2 Zur Kritik der funktionalistischen Vernunft*, Suhrkamp, 1995, S.417. (ハーバーマス 著、丸山高司 丸山徳次 厚東洋輔 森田数実 馬場孚瑗江 脇圭平 訳『コミュニケーション的行

為の理論(下)』未来社、1986年、251頁)以後、本書からの引用は(TkH,Bd.2)と略記し、本文中に邦訳の頁数とともに次のように記す。(TkH,Bd.2, S.417; 下.251頁)

- 5) Juergen Habermas, *Faktizität und Geltung. Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaates*, Suhrkamp, 1994, S.91. (ハーバーマス 著、河上倫逸 耳野健二 訳『事実性と妥当性 法と民主的法治国家の討議倫理にかんする研究(上)』岩波書店、1991年、91頁)以後、本書からの引用は(FuG)と略記し、本文中に邦訳の頁数とともに次のように記す。(FuG, S.91; 上.91頁)
- 6) イマヌエル・カント著、宇都宮芳明 訳『人倫の形而上学の基礎づけ』以文社、1998年、191頁。
- 7) ハーバーマス(清水多吉 朝倉輝一 訳)『道徳意識とコミュニケーション行為』岩波書店、2000年、108頁。
- 8) 同上、108頁。
- 9) 同上、153頁。
- 10) 邦訳でEinverständnisは「同意」と訳されているが、Einverständnisには「合意」という意味もある。また、後に登場する「合理的に動機づけられた同意(rational motivierte Vereinbarung)」と区別するためにも、本稿では普遍化原則にもとづく「合理的に動機づけられた合意(rational motiviertes Einverständnis)」に限り、Einverständnisを「合意」と訳して表記する。
- 11) Juergen Habermas, *Erläuterungen zur Diskursethik*, Suhrkamp, Suhrkamp, 1991, S.31. (ハーバーマス 著、清水多吉 朝倉輝一 訳『討議倫理』法政大学出版局、2005年、28頁)以後、本書からの引用は(EzD)と略記し、本文中に邦訳の頁数とともに次のように記す。(EzD, S.31; 28頁)
- 12) 朝倉輝一『討議倫理学の意義と可能性』法政大学出版局、2004年、53頁
- 13) ハーバーマス(清水多吉 朝倉輝一 訳)『道徳意識とコミュニケーション行為』岩波書店、2000年、102頁。
- 14) ハーバーマスは『事実性と妥当性』において、集团的自己理解に関する合意としてKonsensと表記している。Konsensは利害を考慮する妥協のような同意(Vereinbarung)とは明らかに異なる(FuG, S.223;上.216頁)。さらに、規範だけでなく個人や集団の価値志向を考慮した上での合意を意味するために(FuG, S.175;上.172頁)、道徳的討議における意見の一致と区別してこのように表記すると思われる。